

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当商工会の本所が立地する本郷地域では、5mを超える浸水が予想されているため、商店街は完全に被害に見舞われ、東西の商業施設も同等の被害が予想されている。また、5mを超えて水没する地域の本郷地域では居住・生活拠点のほとんどが水没すると予想される。

(土砂被害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、幹線道路（本郷～久井、本郷～大和線）に地滑り等、土砂災害が生じ、地域間で交通が遮断される可能性がある。

(地震：広島県地震被害想定調査報告書)

広島県地震被害想定調査報告書によると、南海トラフ巨大地震による震度は、最大で6強と想定され、発生した際に被害が甚大となる可能性が高い。

主な想定地震	想定マグニチュード	今後30年の発生確率	本市での最大震度
①南海トラフ巨大地震	9.0	60%～90%程度以上	6強
②安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	40%程度	6強
③讃岐山脈南縁西部区間	8程度又はそれ以上	ほぼ0～0.4%	6弱
④石鎚山脈北縁区間	7.3程度	0.02%以下	6弱
⑤石鎚山脈北縁西部区間	7.5程度	ほぼ0～12%	5強
⑥伊予灘区間	8.0程度又はそれ以上	ほぼ0	5強
⑦③～⑥の4連動	-	不明	6弱
⑧己斐断層区間	7.1程度	不明	5強
⑨五日市断層区間	7.2程度	不明	5弱
⑩岩国断層区間	7.6程度	0.03～2%	5弱
⑪⑧～⑩の3連動	-	不明	5強
⑫安芸灘断層帯	7.2程度	0.1～10%	5弱
⑬広島湾・岩国沖断層帯	7.5程度	不明	5弱
⑭長者ヶ原・芳井断層	7.3程度	不明	6弱
⑮筒賀断層	7.8程度	不明	5弱
⑯どこでも起こり得る直下の地震	6.9程度	-	7

(「広島県地震被害想定調査報告書」令和7年10月より)

(その他)

市内の沼田川流域では、これまでにも数々の水害に見舞わされてきた。特に、平成30年7月に発生した豪雨災害は、大雨による洪水、土砂災害等により、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨災害により、当市では、総数2,892棟うち住宅は2,482棟（床上2,137棟、床下346棟）が浸水し、浸水面積670haにも上り道路被害は1,100箇所にのぼった。沼田川が支流8カ所で決壊し、うち7カ所は合流箇所付近であった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び重大な影響を与えるおそれがある。

【参照；防災関連サイト】

- ・地震情報（気象庁）  
<https://www.data.jma.go.jp/multi/quake/index.html?lang=jp>
- ・地震ハザードステーション（独立行政法人 防災科学技術研究所）  
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・広島県防災 Web（土砂災害警戒区域等、浸水想定区域図、水防情報、河川防災）  
<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/data>
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・三原市危機管理課（市内の情報、三原市ハザードマップ）  
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/19/>
- ・感染症情報（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kekaku-kansenshou/index.html)

(2) 商工業者の状況（令和7年度商工会実態調査）

- ・商工業者数 774人
- ・小規模事業数 683人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	182	158 当地域の基幹産業
	製造業	114	91 食料品製造業が分布
	運輸業	40	35 全体に分布
	卸小売業	176	159 商店街の分布
	飲食サービス業	246	228 郊外に分布
	その他	16	12
合 計		774	683

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・三原市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・三原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（毎年9月ごろ実施予定）
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（毎年11月ごろ実施予定）
- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進（毎年12月ごろ啓蒙チラシを送付）
- ・三原市が実施する防災訓練への参加及び協力

・年度別 BCP 作成支援件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
目標件数	4	5	5	6	7
策定期数	0	0	0	0	0
達成率	0%	0%	0%	0%	0%

## II 課題

当商工会では、小規模事業者の BCP（事業継続計画）に対する関心が低く、策定が進んでいないのが現状である。また、自然災害など緊急時の対応については具体的なマニュアルや協力体制が整っておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持つ職員も不足している。

加えて、保険・共済に関する適切な助言ができる経営指導員等職員体制も不十分であり、災害時における地域情報の収集体制や、復旧に必要な資機材の備えも整っていない。感染症対策についても、小規模事業者への衛生ルールの周知や衛生用品の備蓄、リスクファイナンスとしての保険の啓発が不十分であり、これらの対応力強化が喫緊の課題である。

## III 目標

- ・地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に実施するため、当会と当市との間における災被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者の B C P 作成支援
  - ・5 年間で 25 件の成果目標とする。

業種		商 工 業 者数	小規模 事業者数	B C P 作成目標（単位：社）				
				R8	R9	R10	R11	R12
商工業者	建設業	182	158	0	2	1	1	2
	製造業	114	91	1	1	1	2	1
	運輸業	40	35	1	1	1	1	1
	卸小売業	176	159	1	0	1	1	1
	食品サービス業	246	228	1	1	1	0	1
	その他	16	12	0	0	0	0	0
	合計	774	683	4	5	5	5	6

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担・体制を整理し、両社が連携の上、次の事業を実施する。

### ＜1. 事前の対策＞

- ・令和6年11月に策定した「三原市新型インフルエンザ等対策行動計画」等について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようとする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続力計画の作成

- ・当会は、令和2年度事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・三原市事業継続力強化支援会議（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5.7の地震）が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認

等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

#### ＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

- ・安否確認サービス2（県内商工会アプリ）等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

##### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

#### 【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月～3ヶ月	2日に1回共有する

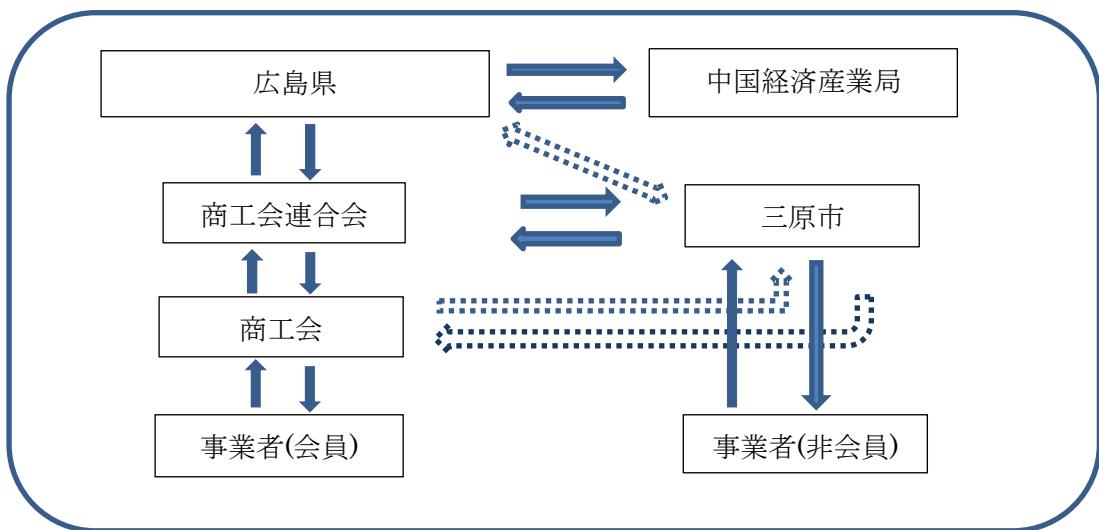
#### ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と三原市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の

算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、三原市の商工担当部署と情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

下図の流れで情報共有又は報告を行う。



#### ＜4. 緊急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、三原市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な災害事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・広島県及び三原市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や三原市、全国商工会連合会に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
( 令和7年12月現在)	
<p>(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 藤井 忠昭（連絡先は後述（3）①参照）</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p>	
<p>(3) 商工会、関係市連絡先</p> <p>①商工会 三原臨空商工会 経営支援課 〒729-0417 広島県三原市本郷南六丁目3番26号 Tel: 0848-86-2238 / Fax: 0848-86-3130 E-mail: mihararinku@hint.or.jp</p> <p>②関係市 三原市役所 商工振興課 〒723-86-01 広島県三原市港町三丁目5番1号 Tel: 0848-67-6072 / fax: 0848-86-4103 E-mail: shoko@city.mihara.hiroshima.jp</p> <p>※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。</p>	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、三原市補助金、広島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(該当なし)	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	